

本リリースは、新株予約権付社債（＝ＣＢ）を譲渡したり譲り受けたりすることを検討している方用のリリースです。

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

(期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

(期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

標記の**転換社債型新株予約権付社債（＝ＣＢ）**に関する債権者 各位

平成25年3月18日

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

更生計画認可決定後における債権譲渡に関するお知らせ

(ＣＢ保有者用)

第1 はじめに（更生計画認可決定について）

1 更生計画認可

弊社は、弊社ウェブサイトで掲載している平成25年2月28日付け「更生計画認可決定のお知らせ」のとおり、平成25年2月28日に東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受けました。

2 更生計画認可に伴う効果（債権譲渡に際し要する手続を含む）

更生計画の認可により、社債権者の皆様が平成 25 年 2 月 28 日時点で保有している債権額を基準として、更生計画に従い、17.4%の確定額弁済と追加弁済及び残額の免除が行われることとなります。

そして、弊社が発行する本書冒頭に記載した新株予約権付社債（CB）に係る更生債権（以下「本件社債」といいます。）は、更生計画認可決定日に会社法上の「社債」から民法上の「指名債権」となるため、更生計画認可決定日（平成 25 年 2 月 28 日）以降の本件社債の譲渡に際しては、民法上の指名債権譲渡の方法（民法 467 条による弊社（エルピーダメモリ）への通知）によることが必要になります¹。

そこで、**更生計画認可決定日（平成 25 年 2 月 28 日）以降の本件社債の譲渡の際には、下記第 2 の要領に基づき、証拠書類等を下記第 3 の弊社宛までご郵送くださいますよう、お願い申し上げます。**

第 2 更生計画認可決定日後における債権譲渡の際にご郵送いただく証拠書類等

1 本件社債の元本・利息・遅延損害金の譲渡の場合

(1) 債権譲渡通知

譲渡人は、内容証明郵便等、確定日付のある証書により債権譲渡通知を行ってください。**債権譲渡通知の書式は、別紙CB-1**をご参照ください。

(2) 名義変更届出書及びその添付書類

譲渡人と譲受人は、**連名の名義変更届出書書式（別紙CB-2）**にご記入の上、以下の書類を添付してご郵送ください。

- (i) **更生債権譲渡証書の写し**（債権譲渡契約書等の債権譲渡を証する書面）
- (ii) **譲受人が法人の場合には代表者の資格証明書の写し**（商業登記簿謄本等）

¹ 認可決定日後、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする振替社債としての取扱いが終了し、振替口座簿の記録等は抹消されることとなります。

(3) 振込先指定書

譲受人は、**振込先指定書の書式（別紙CB-3）**に必要事項を記載の上、ご郵送ください。振込先指定書で指定頂いた口座に振り込むことにより更生計画に基づく弁済を行います。

2 本件社債の利息・遅延損害金の譲渡の場合

利息・遅延損害金の譲渡の際には、譲受人は、上記1の書類に加え、下記の(i)(ii)の書類を弊社までご郵送ください。

但し、譲渡人が、(i)(ii)を、いずれもすでに弊社に郵送済みの場合には、改めてご郵送いただく必要はありません。

(i) 新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書

別紙CB-4の書式をご利用ください。

(ii) 振替口座簿記録事項証明書

譲渡された利息・遅延損害金に関する元本について、当該譲渡人の平成24年2月27日（更生手続開始申立日）～平成24年3月22日（更生手続開始決定日の前日）のうちの元本保有期間と保有元本金額を証明する振替口座簿記録事項証明書（277条証明書。写しも可。）です²。

同証明書は、当該譲渡人を通じて、当該譲渡人の本件社債を預かっていた証券会社等から発行してもらって入手してください。

² 社債、株式等の振替に関する法律277条に定める振替口座簿に記録・記載された事項の証明書です。

第3 郵送先

上記第2の証拠書類等は、すべて以下の宛先にご郵送ください。

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室CB係
電話番号 0120-22-3995 (平日午前9時～午後5時30分)
FAX 03-3281-1726

本書にて求める証拠書類等全てを弊社にご郵送いただいたことを確認できた後に、更生計画に基づく弁済をさせていただきますので、これらの書類をご郵送いただくタイミングによっては、弁済を受ける時期が遅れ得ることにご留意ください。

なお、本件社債を現に保有されている皆様が当該本件社債を譲渡される場合には、本件社債の取得を検討されている方に以上の点をお伝えくださいますようお願い申し上げます。

以 上